

《令和7年度 静岡県立大学短期大学部 社会人聴講生募集要項》 (後期 開講科目対象)

社会人を対象に、生涯学習の機会提供を行うため、本学開設科目を開放する。

1 出願資格

(1) 社会人としての経験を有し、次の各号のいずれかに該当する者

- ① 高等学校又は中等教育学校を卒業した者
- ② 通常の課程による12年の学校教育を修了した者
- ③ 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
- ④ 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものと認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- ⑤ 専修学校の高等課程（修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- ⑥ 文部科学大臣の指定した者
- ⑦ 高等学校卒業程度認定試験規則による文部科学大臣の行う高等学校卒業程度認定試験に合格した者
- ⑧ その他大学において、相当の年齢に達し、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

(2) (1)のほか当該科目を履修する能力があると教授会が認めた者

(3) 外国人である志願者の場合は、本学社会人聴講生となることにより在留資格を得ようとするものを除く。

2 開講期間

後期：令和7年10月1日（水）～令和8年2月14日（土）

※上記期間には試験期間が含まれていますが、社会人聴講生は単位の認定は行わないため、原則として試験はありません。

3 受入予定人数

若干名（開設科目により異なる）

ただし、定員が満たされた場合には受講できないときがあります。

4 聴講科目

各学科開設科目のうち、別に定める科目。

（詳細については、本学学生室 ☎054-202-2603 にお問い合わせください。）

5 出願手続等

(1) 出願期間

令和7年8月7日(木)から8月19日(火)

(窓口業務時間：土日祝日及び8月13日、14日、15日を除く午前8時30分から午後5時まで)

出願は、所定の書類を本学に郵送又は持参すること(郵送の場合は当日消印有効)。

(2) 募集要項等配布場所及び出願受付先

〒422-8021

静岡市駿河区小鹿2丁目2番1号 事務・図書館棟3階

静岡県立大学短期大学部学生室 社会人聴講生担当

TEL 054-202-2603

※募集要項等はホームページ(<https://oshika.u-shizuoka-ken.ac.jp>)からダウンロードもできます。

(3) 出願書類等

① 社会人聴講生願書(様式1)

② 履歴書(様式2)…※1

・社会人聴講生証用写真1枚(上半身・正面・無帽)

縦4.5cm×横3.5cm(3か月以内撮影のもの)

③ 公的機関が発行する運転免許証等の身分(住所、氏名等)を証明できる書類の写し…※1

④ 誓約書(様式3)…※2

⑤ 外国人にあっては、在留資格を有することを証する書類

⑥ 特別配慮願(様式4)…※3

(※1 ②「履歴書」及び③「公的機関が発行する運転免許証等の身分(住所、氏名等)を証明できる書類の写し」は、令和3年度から令和7年度前期の間に一度でも聴講許可を受けた方は、提出を省略することができます。)

(③の例：「運転免許証」、「パスポート」、「保険証」、等)

(※2 ④「誓約書」は、以前に提出された方は、提出を省略することができます。)

(※3 ⑥「特別配慮願」は、必要な方のみ提出してください。面接を実施する場合などがありますので、できるだけ事前にご相談ください。)

6 社会人聴講生の決定

各学科の方針による。科目により、面接等が必要な場合もあります。

聴講生として許可された方には、9月下旬以降に「聴講許可通知書」を送付します。

郵便事情等により後期開始日と「聴講許可通知書」の到着とが前後する場合がありますが、初回の講義から聴講してください。

7 聴講手続

(1) 手続期間

聴講許可通知書を受領したら、指示する期間に速やかに行うこと。

(2) 手続場所

静岡県立大学短期大学部 学生室（事務・図書館棟3階）

(3) 納付金

聴講料 7,400 円 … 1 単位につき

8 聴講の許可の取消

聴講の許可後であっても、本学学生にとって不利益な行動をとるなど、社会人聴講生として不適当と認められた場合には、許可を取り消すことがあります。

9 その他

- (1) 今回の募集は後期開講科目です。
- (2) 提出書類及び納入した聴講料は、原則として返還しません。
- (3) 単位取得はできません。
- (4) 正規学生の受講希望者がいないとき、閉講とする場合があります。
- (5) 社会人聴講生として認定された場合には、社会人聴講生証を発行します。
- (6) 講義の写真撮影、録画、録音は原則として禁止です。
- (7) 学習意欲を持ち、遅刻や早退をすることがないようにしてください。